

新型コロナウイルス感染に関するトラブルQ&A

新型コロナウイルス感染に関するトラブルにつき、Q&Aを作成しました。参考にしてください。

弁護士への相談をご希望の場合は、当弁護士団へ相談をお申し込みください。

【質問1】発熱を理由とした診療の拒否

Q.発熱があるというだけで受診を拒否されました。このような対応に問題はないのでしょうか？

A. 医師法第19条第1項は「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と規定しています。患者からの診療治療の求めがあったときにこれに応じなければならない医師の義務を応召義務といいます。

発熱があるからといって、一切そのような患者を診ないという扱いは応召義務に違反する可能性があります。他方で、医療機関の受け入れ体制と他の医療機関への引継ぎ体制、あなたが新型コロナウイルス感染している可能性の高さ、その医療機関に入通院する他の患者に新型コロナウイルスの感染が起きる可能性や起きた場合の危険性等という具体的状況によっては、受診しないことに「正当な事由」が認められる場合もあります。

したがって、診療をしてもらえない理由の説明を求め、あなたが（その医療機関に限らず）適切な診療を受けられるよう対応してもらうようにしましょう。

【質問2】マスク不着用を理由とした診療の拒否

Q.私は、腎臓疾患のため透析治療をしています。皮膚疾患のため、マスクを着用することができません。

先日、透析治療のためいつもの病院に行きましたが、「マスクを着用していただけない患者様の受診はお断りいたします。」と告げられました。

一律にマスク不着用を拒否する病院側の対応は不当ではないでしょうか。

A.アルコール等への過敏、皮膚疾患によるマスク着用の不可など、患者の具体的状況により感染対策への協力が不可能な場合は、医療機関としても最大限患者の特性に配慮して治療を行うことが求められるものと思われます。もっとも、医療機関の施設設備により対応可能な範囲は異なるため、一律に対応を求めることは困難と考えられます。

患者としては、病院の求める感染症対策に協力できない事情があることを説明し、場合によっては診断書などそれを裏付ける医学的な根拠を提示したり、代替手段を相談するなどして、医療機関に理解を求めることが考えられます。

なお、患者の迷惑行為により信頼関係が喪失している場合、医療機関は新たな診療を拒否できるとされています（医政発 1225 第 4 号令和元年 12 月 25 日通知）。このように判断されてしまわないよう対応しましょう。

【質問 3】 PCR 検査待ちの間の急変

Q. 家族が急な激しい胸痛のために時間外に緊急外来を受診しましたが、PCR 検査が必要とすることで検査を受けて結果を待っていました。その間に、さらに病状が悪化して他院に救急搬送となり、患者に重篤な後遺症が残りました。病院の対応は適切だったのでしょうか。

A. 医療機関が、PCR 検査の結果を待てる患者と判断したにもかかわらず急変し、被害が生じたのであれば、その判断に医学的合理性があったか、すぐに他の医療機関に転送することはできなかったのかといった点が問題となりえます。

PCR 検査実施時点の患者の状態や医療機関の施設・設備を前提として、医療機関がどのような医学的根拠に基づいて検査結果を待てるかと判断したのか、患者本人や家族の疑問を医療機関に投げかけて、それに対する説明を聞くことが重要です。

【質問 4】 通常診療への影響

Q. 腹痛のため病院を受診しましたが、新型コロナ対応のために病院が業務を縮小しているとのことで検査を後日とされたために、病状が悪化してしまいました。病院の対応は適切だったのでしょうか。

A. 緊急事態宣言下においても、医療機関が患者に対して医療水準に適った医療を提供しなければならない義務があることには変わりありません。もっとも、個別の事例において、当該患者に生じた被害が、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために医療機関が合理的な措置をとった結果、やむを得ず生じたと判断されるケースもあると考えられます。

患者側としては、感染症予防法等の法令や各種ガイドライン等に照らして、医療機関による措置に合理的根拠があったか否かについて検証すべきと考えます。

まずは、病状が悪化した原因や、業務縮小の理由等、医療機関が取った措置の根拠について説明を求めることが有用と思われる。

【質問 5】 説明が対面で行われず不十分

Q.新型コロナウイルスの影響で医師との面談が制限され、術前説明も電話で済まされてしまいました。電話の説明だけでは十分理解できたとはいえないのでどうすればいいでしょうか。

A.患者が医療を受けるにあたっては、医師が十分に説明を尽くし、患者が理解したうえで同意することが重要です。電話での言葉だけの説明では、図や文字を書いてもらうわけではないので、医師がイメージする内容が正しく患者に伝わらない場合があります。また、対面であれば、患者側が理解できていない様子に気付いた医師が、その部分について詳しく説明してくれるということもあるでしょうが、電話だとそうもいきません。そのため、意思疎通が不十分になってしまうことも少なくありません。

とはいっても、やはり電話で説明を受けなければならない場合もあることでしょう。

分からないことがあれば、その場で質問しましょう。医師から回答を求められる事柄があっても、時間をとって理解したい、考えた上で判断したいという場合は、その電話で回答をすることは保留し、時間をいただきたいと伝えましょう。考えて後から分からないことが出てきたら、疑問を放置しないで改めて医師に質問しましょう。

【質問6】診療予約や定期検診の取消・延期

Q.特殊な心疾患の持病があり、血液検査と血液をサラサラにする薬をもらうために、定期的に受診していました。これまで月に1回のペースで病院を受診していましたが、新型コロナウイルスの影響で、主治医から、2ヶ月に1回のペースで来るように指示されました。

しかし、前回の受診から1ヶ月半後に出血合併症が生じ、後遺症が残ってしまいました。

受診間隔を伸ばしたことは適切だったのでしょうか。

A.予後に重大な影響がないと思われる診療予約や定期検診の取消しや延期は、感染症予防法や特措法に基づく合理的な措置によるものであれば、基本的には違法性がないものと思われれます。

もっとも、医療機関による「予後に影響のない」との判断が、医学的に合理的な根拠によるものかどうかについては、各種疾患のガイドライン等に照らして慎重に吟味する必要があります。

患者としては、出血合併症が起きた原因は何だったのか、受診間隔を伸ばしたことは適切であったのか、医療機関に説明を求め、納得のできる対応を求めることが重要です。

【質問7】感染者が出たことを理由とする転院・転室

Q.院内で新型コロナウイルスの感染者が出たとして、転院・転室を求められました。差額ベッド代や移送費がかかると言われていますが、負担しないといけないのでしょうか？

A.感染拡大を防止するために患者の転院・転室を促すことは、医療機関の施設管理権として認められます。ただし、医療機関側の事情で生じた差額ベッド代は患者に請求することができないとされています（保医発 0305 第 5 号令和 2 年 3 月 5 日通知）。従って、この場合の差額ベッド代を支払う必要はありません。

また、健康保険から、病気やケガで移動が困難な方で、医師の指示により治療上必要で緊急やむを得ず病院に転院したときなどに、移送に要した費用が支払われることがあります。症状の程度等によりますので、国民健康保険や所属の健康保険組合の窓口を確認してください。

【質問 8】 院内感染

Q.母の療養先の病院でクラスターが発生し、骨折療養中の母も感染してしまい、新型コロナウイルスによる肺炎に罹患し、死亡してしまいました。病院側に責任を求めることはできますか。

A.クラスターが発生したからといって、当然病院側に責任があるというわけにはいきません。病院側が、標準的な院内感染防止対策をとっていたか、また、このたびの新型コロナウイルスの院内感染防止のための各種ガイドラインやマニュアルに則った対応をしていたかが問題となります。

そのため、まずカルテ開示を受けてその点を確認した上で、医療機関から、院内感染が生じた原因や、行っていた対策の内容についての説明を聞くことが重要です。

【質問 9】 患者の死亡原因が不明のときの対応

Q.持病で入院中だった家族が、入院中に新型コロナウイルスに感染しました。感染の症状は軽く、持病も死亡するようなものでなかったのに、入院中に突然死亡しました。医師も死亡したのは持病のせいでも新型コロナウイルス感染のせいでもないと言っていて、死因はよく分からないと言っています。何故死亡したのか知りたいと考えています。

A.医療機関は遺族に対して、死因の説明義務を負うと考えられています。そのため、遺族としては、医療機関に死因についての説明を求めることが重要です。ただし、この事案の場合、医師も死因が分からないと言っており、説明を求めるだけでは死因が明らかにならない可能性があります。このような場合、医療機関は、遺族から求めがあれば、死因説明義務

務の前提として病理解剖などを行って死因を解明する義務を負うという考えもあります。
したがって、医療機関に対し病理解剖を求めましょう。

もっとも、遺体から新型コロナウイルスに感染する危険性があると判断されれば、医療機関が解剖をしないこともあり得ます。解剖が可能かどうかについては医療機関に確認しましょう。